

御用留横断研究について

山田 洋一

本書は、「本書の構成と視点」で述べたように科研費「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の両領国体制の存在と構造―幕藩体制構造研究」の成果報告書である。本第二部は、本稿筆者が科研費研究の調査を通してご教示をいただいた各地の研究者からの、御用留にかかわるご寄稿と拙稿（以下、論考）からなっている。論考は、一部は再掲載、他は新たに執筆していただいたものである。本稿筆者は科研費研究の公儀（幕府）触の調査を通して後述するように御用留の総合的な研究の必要性を感じてきた。拙稿はともかく論考は、今後の御用留の研究に参考になるものである。

論考は、西から、肥後国（熊本県）の東昇氏（京都在住）「肥後国天草郡の御用留と庄屋日記 ―高浜村庄屋上田家文書を中心に―」、周防・長門国（山口県）の吉田真夫氏「幕令の伝達 ―幕府の意志をどう伝えるか―」、同じく山崎一郎氏「新元号の伝わり方 ―萩藩の場合―」、丹後国（京都府）の稲穂将士氏「丹後国の御用留」、山城国（同）の中川博勝氏「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」、武蔵（埼玉県等）・丹後国と周防・長門国の拙稿「徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領（丹後・但馬国））と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等」である。広域に、公儀（幕府）代官所（郡中代）、国持

大名（藩）、旗本、庄屋等の各種の御用留を横断する構成となっている。御用留とは、大野瑞男氏の見解によれば、「江戸時代の名主・庄屋などの村役人が村政執行上必要な諸事項を書き留めた帳簿」で、町役人、幕府・諸藩の役所においても作成される場合があり、後者の場合は御用日記の体裁をとるものが多いとされる。さらに村方の場合、内容は触書等のほか年貢、諸役、村民の出生などの記録など多岐にわたり、日記形態のものもあり、御用留の分化したものに御触留・廻状留・願届書留などがあるともされている¹。

その他に下総国の御用留を分析された兼子順氏の次の見解がある。

江戸時代の村方文書の基本帳簿の一つに「御用留」がある。「御用留」は、領主から村に通達された廻状や、村から領主に提出した願書などを、村役人が書き留めた帳簿である。控の帳簿のため、様式や記載内容は各村により様々である。

「御用留」の性格については、すでに森安彦氏の研究²があり、江戸周辺の関東諸村における「御用留」の成立時期を享保期とし、組合村の編成により伝達の徹底を計ったところに成立の必然があったとしている。

荻生徂徠が八代將軍徳川吉宗の諮問に応じて著した『政談』の

なかで、「留帳」の重要性を述べ、とくに新役人にとっての有効性を論じている。³享保期には幕府においても、機構変革のなかでの記録整理とその引継の必要性が生じていたといえる。

各村に残る「御用留」をみると、記載内容は法令・達などのほか、年貢・諸役・夫食拝借・助郷・用水・普請・鷹場・農耕に関する廻状、村からの願届、訴訟や係争に関する記録、近村役人との相互文書を控えたものなど多岐にわたる。

そのため、「御用留」は、その村に関することばかりでなく、周辺地域のこと、また幕府の農村政策を具体的に知ることができる、貴重な歴史資料といえる。

近年、自治体史の編さんのなかで、「御用留」が翻刻され刊行されることが多くなった。しかし、資料1点が大部のため、残存している点数からみると、翻刻され利用できる割合はそのうちの極わずかの部分とならざるをえないのが実情である。

これら翻刻された「御用留」や文書館・資料館等で閲覧できる「御用留」を利用しながら、「御用留」の中に記録された大量情報をどのように整理し、どう共有化していくのか、今後の近世史研究の課題であろう。

（兼子順「天保期における幕府代官の廻状伝達―下総国葛飾郡上金崎村『御用留』を中心に―」（埼玉県立文書館紀要15号、二〇〇二年、はじめに）、傍線は本書で付与）

と、歴史資料としての御用留が貴重で有用であることを述べられている。

このような御用留による研究が、先に紹介した本第二部の諸論考で

ある。後になったが内容を紹介させていた（以下、本書掲載順に）吉田氏は、幕府の意思伝達の方法（個別、集めて、回覧）を、徳山毛利家文庫の「幕閣発給文書」、毛利家文庫の「公儀所日乗」、徳山毛利家文庫の「従公儀被仰出帳」から明らかにされた。山崎氏は、新元号の江戸から萩藩領末端までの伝達を、毛利家文庫の「公儀事諸控」、平生町佐川家文書の「大公儀其外御触書」から明らかにされた。中川氏は、山城国旗本領では、旗本は公儀触を伝達していないという山田（本稿筆者）説の再検証を在地代官家に伝来した御用諸留帳、江戸状等の分析を通して行い、伝達を確認された。東氏は、肥後国天草郡の御用留の「御用」を分析されるとともに、御用留と庄屋日記の両方が庄屋の業務遂行に必要なことを明らかにされた。稲穂氏は、丹後国の御用留の伝来状況を集約され、今後の検討課題を提示された。拙稿は、武蔵国・久美浜代官所領と周防・長門国の村等の御用留に記載されている公儀（幕府）触の比較分析、「公儀・大公儀」の確認を行った。

なお、論考の候補はこの他にもあったが、準備不足により間に合わなかったものもある。⁴別の機会で紹介できればと考えている。

各地の御用留による研究は全て把握できていないが、紹介させていただいた論考から、御用留が兼子氏の見解の「貴重な歴史資料」であることを理解していただけるのではないかとと思われる。

なお、本書第一部の論考の大部分も、各主題を太刀宮文書の御用留等に基づいて分析されている。御用留が「貴重な歴史資料」であることの実証例と考えている。

ところで、筆者は冒頭で少し述べたように、科研費研究を通して、

村の御用留にとどまらない広い意味での御用留の基本的、総合的な検討、研究の必要を感じている。例えば、村の御用留についてであるが、次の二点である。

一点目は、名称である。

公儀触が収録される御用留を調査するために、各地のアーカイブズ（文書・文書館）のご支援をいただいた。①周防・長門国（九七万石）は山口県文書館、②武蔵国（一二七万石）⁵は、多くの石高を占めている埼玉県（八七万石）の同県立文書館である。両館はその歴史と活動において日本を代表するアーカイブズであり、資料検索システムが整備されている。システムに用語「御用留」と入力して検索すると、①においては原題に「御用留」とある文書を確認できなかった。但し、「御用状控」とある文書はあった。内容から御用留と判断される文書の原題は「沙汰（控）」が多かった。その他は区々であった。一方、②においては、同様に検索すると原題が「御用留」とある御用留を多数確認した。この違いは、それぞれの地域の歴史的特性によるものかと思われたが、名称の地域性など検討する必要があると思われた。

二点目は、伝来している御用留の数量である。

先と同じく、両館の検索システムで「御用留」、「触留」、「沙汰状」、「日記」、「万留」などの各種の用語で検索して、管見で「御用留」と同種のものとの判断できた点数は、①は一七点、②は「御用留」の検索のみで千点を超えた。なお、①については、システム以外に県内の史料の所在が確認できる、同館が実施された調査成果の『山口県内所在史料目録』がある。その中の約一三〇家の文書目録に「御用留」に類すると思われるものを確認できた（個人所蔵の家文書が多く、原本を確認

することはできなかった）が、この一三〇という数字を考慮しても①は少なく、②は多い、と思えた。伝来事情による偶然の結果かもしれないが、この状況は何らかの地域における歴史的特性の結果といえるかもしれない。

ところで、①の地域における数量については、三宅紹宣氏の、御用留そのものについてではないが、近世文書の残存状況についての見解⁶がある。すでに同地域に流布している「藩政文書は豊富であるが農村文書が希薄」という指摘を、同氏は他地域の調査経験から大勢のものとして認められ、その理由を、「長州藩年貢収納構造と関連する、帳簿作成過程とその処理のあり方」とされる。具体的には、「明和三年からは、年貢収納関係帳簿は異同が無ければ前年度のものをそのまま使用し、毎年作成されるということではなかった」ことを「希薄」の理由にあげられている。領主（長州藩）の文書作成における指導のあり方に原因があるということであろうか。参考になる見解である。筆者が、周防・長門国と同じく国持外様大名領国とする鳥取池田家領の因幡・伯耆国も、管見であるが、御用留の伝来は少なく、「藩政文書（鳥取藩政資料）は豊富であるが農村文書が希薄」と思われた。

②の地域の状況については、一般的な見解として、領主の頻繁の交代により、村側が情報を蓄積する必要があったため、とされているが、領主の文書は少ない。①の状況の表現を借用すれば「藩政文書は希薄であるが農村文書が豊富」な地域のようなのである。筆者が、武蔵国と同じ徳川領国とする山城国についても御用留といっても触留であるが、伝来は多いと思われた。御用留のみではないが、京都府立総合資料館の調査によれば、同国の近世村町数七六九中、閲覧が可能な文書

が一点もない村町数は九二⁸であった。八八%の村には一点でも閲覧が可能な文書があるのである。

なぜ①、②のような特徴的な状況が生じるのか、参考に領主の所領構成のあり方をみておきたい。①では、家臣（給人）による地方知行が実施されていた。この給人も領主として、全村に対して、一つの村に複数の領主の領地が設定される相給村の割合（相給率）をみると、①は五五%⁹、因幡・伯耆国は六一%¹⁰、②は四三%¹¹、山城国は四六%¹²であった。この割合だけみれば、①の方が領主のあり方は複雑といえ、それにとまって村方の文書も多くなるはずと思われるが、そうではないようである。

このように、御用留については、名称、伝来数、そのほかに公私の別、記載される情報の選定基準など、今後、総合的に検討する必要があると思われる。それを踏まえて記載される各種情報を使用すべきではないかと考える。

また、前述の兼子氏見解の『御用留』の中に記録された大量情報をどのように整理し、どう共有化していくのか、今後の近世史研究の課題」も検討する必要があると考える。

ともあれ、総合的な研究に向けて、まずは全国の御用留の、所在、内容などの情報を集約し、公開していく必要があると考えるが、集約の方法として、明治初期の「旧高旧領取調帳」の村、領主ごとに各地の御用留の情報をまとめていく、ということはどうであろうか。同帳のデータベースが国立歴史民俗博物館HPで公開されている。なんらかのご協力をお願いできないものであろうか。最後にこの方面や研究の方向性などの御教示¹³、ご協力もお願いしておきたい。

【註】

1 大野瑞男「御用留」（国史大辞典）。

2 森安彦『御用留』の性格と内容（一）——武州荏原郡上野毛村『御用留』の検討——（国立史料館）史料館研究紀要19号、一九八八年）。

3 日本思想体系36「荻生徂徠」『政談』三五二頁。

4 本稿筆者はこれまでの分析（山田洋一「近世『徳川領国』における山城国の構造」〈京都府立総合資料館紀要36、二〇〇八年、七三頁〉）で、山城国の領主である寺院は、公儀触を含む京都町奉行所からの触を領地の村に伝達していないとしていた。しかし、新見康子氏（東寺文化財保護課長）から、東寺（旧高旧領取調帳によると領地は山城国西院村など一〇村〈相給〉合計約二千石の領主）は同奉行所からの触を境内の町に中継、伝達しており、その触は、東寺観智院聖教古文書（京都府立京都学・歴史館収集写真帳）に収録されている、との教示をいただいた。あわせて関連の論考（新見康子「東寺境内の変遷と京都」〈地方史研究協議会編『京都という地域文化』雄山閣、二〇二〇年）の提供があった。分析再考のため、領地の村に関係する触留、御用留なども調査すべく準備をしていたが、本書に間に合わなかった。別の機会に報告したいと考える。

5 旧高旧領取調帳。

6 三宅紹宣「長州藩村落の構造とその機能」（宇部工業高等専門学校研究報告26号、一九八〇年、五 補論 年貢収納関係諸帳簿について）。

7 山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造——京都、

山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(京都府立大学学術報告人文、二〇一九年)。

8 京都府立総合資料館歴史資料課『京都府域関係古文書所在情報の一整理 近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧―丹波・丹後・山城(1・2)・京都(洛中洛外町続等)編―のまとめ』(京都府立総合資料館紀要32号、二〇〇四年、資料1)。

9 本第二部拙稿第一章(三) 周防・長門国の所領構成。

10 註7表2。

11 本第二部拙稿第一章(一) 武蔵国の所領構成。

12 註7表1。

13 最近、福田千鶴・藤實久美子編著『近世日記の世界』(ミネルヴァ書房、二〇二二年)が刊行された。日記に関する論集であるが、御用留の研究にも参考になるものと思われる。学んでいきたい。